掲 示 第　356　号
令和８年10月26日

入　札　公　告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部
経理部長　岡　田　健　治

記

１　競争執行の日時及び場所

(1)　日時：令和8年11月17日（火）　11時15分　　（送達による入札書の受領期限は、令和8年11月16日(月)17時必着）

(2)　場所：東京都北区十条台1-5-70　十条駐屯地Ｃ庁舎北棟　海上自衛隊補給本部経理部契約課第２入札室
（送達による入札書の送付先：〒114-8565　東京都北区十条台1-5-70　海上自衛隊補給本部経理部契約課）

２　入札参加申込の日時等

(1)　日時：公告日～令和8年11月16日（月）　17時まで

(2)　場所：海上自衛隊補給本部経理部契約課

(3)　申込：応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」(写し)の提出をお願いします。(「入札参加申込用紙」は、入札公告ＨＰ下段の契約関係書類等から入手できます。)

３　競争参加者に必要な資格

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和０７・０８・０９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「Ｄ」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあっては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。

４　競争入札に付する事項

契約管理番号	件名	数量･単位	履行期限	履行場所
G26-S26-2000533424-00	ＧＰＵサーバ	１個	令和9年1月29日	海上自衛隊補給本部

５　仕様説明会

実施しません。

６　入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。

７　契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとします。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとします。

８　契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70　十条駐屯地Ｃ庁舎北棟　海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室

９　保証金

(1)　入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。

(2)　落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。

10　契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が２５０万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

11　適用する契約条項

売買契約一般条項

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

12　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効となります。

13　その他

(1)　入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地Ｃ庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。

(2)　入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、５項に示す説明等がある場合はこれによります。

(3)　同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は、令和8年11月10日 17時までに同等品申請書を提出し、その後契約担当官等の承認を受けなければなりません。

(4)　送達により入札を行う場合は、入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、１(1)に示す受領期限までに送付するものとします。

(5)　納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。
なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。

(6)　この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。
ＴＥＬ：０３－３９０８－５１２１(内線)5632 5625 5623 5626 5629　ＦＡＸ：０３－５９２４－７６０３
なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。
ＴＥＬ：０３－３９０８－５１２１（内線） 5076

内訳書

項目番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	SYS-A21GE-NBRT(3VMS9)	ＧＰＵサーバ	Super Micro Computer Inc. P/N:VFG-SYS-A21GE-NBRT	ZEA	1	補本情報管理課	2027/01/29	
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2027/01/29	
			又は同等以上のもの（他社の製品を含む。） 記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。					
			情報の漏洩若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋め込み又は組み込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。					

調達要求番号：G26-S26-2000533424-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	－	仕様書番号	Ｍ１２Ｓ－Ｇ－０００３８
名称	ＧＰＵサーバ	防衛大臣承認年月日	－
		作成年月日	令和８年１０月６日
		改正年月日	－
		補給本部企画管理部情報管理課	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊補給本部が調達する，ＧＰＵサーバ（以下“器材”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次による。

1.2.1

ＧＰＵ

Ｇｒａｐｈｉｃｓ　Ｐｒｏｃｅｓｓｉｎｇ　Ｕｎｉｔの略で，ＡＩの作動に特化した計算装置をいう。

1.2.2

開発・学習用ノード

大規模なモデルのパラメータ更新（継続的事前学習等）を目的とした，高演算性能・高メモリ帯域を有する計算機構成をいう。特に，この器材の調達においては，調達する対象の生成ＡＩ業務効率化ツール用器材をいう。

1.2.3

推論用ノード

学習済みモデルを用いた応答生成（チャットボット，エージェント実行等）を目的とした，低レイテンシな計算機構成をいう。特に，この器材の調達においては，**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１９**により設置された生成ＡＩ業務効率化ツール用器材をいう。

1.3　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

a)　引用文書

1)　法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成１８年防衛庁訓令第１１５号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について（通

知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日）

2) 仕様書

Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１９　生成ＡＩを用いた業務効率化ツールの開発

b) 関連文書

1) 法令等

海上自衛隊経理事務取扱規則（令和８年海上自衛隊達３３号）

2) 技術文書等

ＳＣＭＩ　ＳＹＳ－Ａ２１ＧＥ－ＮＢＲＴ　製品データシート

2　製品に関する要求

2.1　一般事項

この器材は，海上自衛隊補給本部に設置して使用するもので，大規模言語モデル（ＬＬＭ）の継続的学習及びマルチモーダル推論を実現するための計算基盤を構築するものである。

2.2　対象品目及び数量

対象品目及び数量は，**表１**のとおり。

表１－対象品目及び数量

番号	品目コード	品名	数量	規格等
1	SYS-A21GE-NBRT(3VMS9)	ＧＰＵサーバ	１ZEA	SCMI 製 GPU サーバ 型番　VFG-SYS-A21GE-NBRT 内容　10U X13 HGX B200 8GPU, X13DEG-D, CSE-GP1001TS （モデル 625 相当） 又は同等品以上
				次世代アーキテクチャ（GPU B200×8 相当）搭載ノード。 NVFP4 又は同等のブロックスケーリング 4-bit 浮動小数点形式をネイティブにサポートしていること。 Forward, Dgrad, Wgrad を高精度形式へ全量展開せずに実行できること。
注記　ＧＰＵは，５年間の保守費用を含むものとする。				

3　器材の設置及び環境構築に関する事項

3.1　器材の設置

次により，海上自衛隊補給本部電算機室１に設置する。

a) 所在地　東京都北区十条台１－５－７０

b) 器材設置場所　既設の１９インチラックに装荷する。

c) **床の形状**　フリーアクセスフロア

d) **電源工事**　既設の分電盤から，器材に電源を供給するための電源工事を行う。

e) **通信回線工事**　既設の通信ラックから，器材への通信回線を布設する。

f) **ノード間通信回線工事**　3.2 b)の構成を確立するための，ノード間の通信回線を布設する。

3.2　器材の環境構築

次により，環境構築を行う。

a) **学習用環境の構築**　**表１**の器材を設置し，大規模なモデル学習（継続的事前学習，指示チューニング）が可能な環境を構築すること。学習用環境は，次が可能であること。

1) 分散学習，チェックポイント保存・再開，ログ収集及び構成管理が可能とすること。

2) 損失，トークン処理性能，ＧＰＵ，ＨＢＭ，ＧＰＵ間通信及びＭｏＥ負荷を監視可能とすること。

b) **ハイブリッド連携の確立**　この器材を開発・学習用ノードとして，推論用ノードと接続可能な構成とすること。

4　試験に関する事項

4.1　作動試験

契約の相手方は，**3**により器材の設置，環境構築を実施した後，次の作動試験を実施すること。

a) **単体試験**　各ＧＰＵ及びサーバの正常動作確認を行う。

b) **相互接続試験**　推論用ノードとこの器材（開発・学習用ノード）との間の高速通信（低レイテンシ・高帯域）の成立を確認する。

c) **統合運用試験**　この器材（開発・学習用ノード）で生成したモデルデータを，推論用ノードへ転送し，推論サービスが正常に継続できることの確認。

4.2　作動試験で確認すべき機能

契約の相手方は，**4.1**の作動試験にあたっては，次の機能が実運用に耐えうる状態で動作することを確認すること。

a) **大規模モデル学習機能（Ｔｒａｉｎｉｎｇ　Ｃａｐａｂｉｌｉｔｙ）**

1) **分散学習の実現**　複数のＧＰＵにまたがる大規模な行列演算において，通信待ちによる計算効率の著しい低下（スケーラビリティの欠如）がないこと。

2) **低精度演算の最適化**　ＦＰ８及びＦＰ４等の低精度演算を用いる際，計算速度の向上と同時に，モデルの収束性（学習が正しく進むこと）が維持できる演算精度を確保すること。

3) **メモリ管理**　大規模なモデルパラメータおよび勾配（Ｇｒａｄｉｅｎｔｓ）を保持するために，高帯域幅メモリが適切に管理され，メモリ不足による学習停止が発生しない構成であること。

b) **マルチモーダル・エージェント実行機能（Ａｇｅｎｔｉｃ　Ｗｏｒｋｆｌｏｗ　Ｃａｐａｂｉｌｉｔｙ）**

1) **ツール利用の整合性**　ＬＬＭが生成した構造化データ（ＪＳＯＮ，Ｐｙｔｈｏｎコード，Ｍａｒｋｄｏｗｎ等）が，後続の処理（ファイル生成，検索，計算）に対して，エラーなく正確に受け渡されること。

2) **マルチモーダル処理**　テキストデータと画像・図解データの相関関係を，トランスフォーマー・

アーキテクチャに基づき，遅延なく処理できること。

4.3　作動試験における検証要領

契約の相手方は，**4.2** により機能確認を実施した後，次により検証を行うこと。

a)　計算性能ベンチマーク（Ｃｏｍｐｕｔｅ　Ｂｅｎｃｈｍａｒｋ）　単なるカタログスペックではなく，実際のトランスフォーマー・モデル（例：Ｌｌａｍａ３等のオープンモデル）を用いて，次を測定すること。特に，ＦＰ８／ＦＰ４における実行性能を明示すること。

1)　秒間生成トークン数（Ｔｏｋｅｎｓ　ｐｅｒ　Ｓｅｃｏｎｄ）

2)　実行演算性能（ＴＦＬＯＰＳ）

b)　統合運用負荷試験（Ｓｔｒｅｓｓ　Ｔｅｓｔ）　開発・学習用ノードが最大負荷（フルロード）で動作している最中に，推論用ノードにおいてチャットボットの応答速度が，既設環境と比較して著しく低下しないことを確認し，リソース干渉の検証を行う。

5　監督・検査

5.1　監督

監督は，海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日）を標準とするほか，立会い，確認，その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

5.2　検査

検査は，海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日）を標準とするほか，**4** の試験について書類審査を行う。

5　その他の指示

5.1　提出書類

提出書類は，**表２**のとおり。

表２－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	記事
1	検査等申請書	1	完成検査時	完成検査官	別紙様式第２９ a)
2	試験成績書	1	完成検査時	完成検査官	**4.1 ～ 4.3**
3	納品書	1	納品時	受領検査官	別記様式第３８ b)
注 a) 海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日）の書式を使用する。 **注** b) 防衛省所管物品管理取扱規則（平成１８年防衛庁訓令第１１５号）の書式を使用する。					

5.2　その他必要な事項

この調達の履行に必要な材料及び器材は，契約の相手方が準備するものとする。

5.3　賠償責任

契約の相手方は，設備，展示物及びその他官所有の国有財産，物品を滅失又は毀損した場合は，契約の相手方が修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

5.4　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は，情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクに対応するため，情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（装備庁（事）第３号。３１．１．９）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）別添“情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスクに対応する特約条項”によらなければならない。

5.5　官施設等の入出門

入出門及び立入場所の制限等については，海上自衛隊及び駐屯地の規則による。

5.6　疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。